

【ドイツ】 通信法の個人データ保護関連規定の改正

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 通信事業者が検察、警察、情報機関等に顧客の個人データを伝達する義務を定める通信法の規定の一部について、連邦憲法裁判所は、情報の自己決定権を侵害するとして2012年に違憲判決を下した。これを受けて通信法が改正され、2013年7月1日から施行されている。

1 通信法改正の背景—2012年1月24日の連邦憲法裁判所判決—

通信法第111条は、通信事業者に対して、顧客の個人データ（氏名、住所及び生年月日等）の収集を義務づけている。これは、危険防止や刑事訴追のために、官庁の要求に応じて、通信事業者が情報提供を行うことを可能とする義務である。

同法第112条及び第113条は、第111条の規定により通信事業者が収集した個人データを官庁に提供する手続を定めている。第112条は、通信事業者に対して、連邦ネットワーク庁が検察や警察、情報機関等（以下「検察等」）の要求に応じて、通信事業者に分からないように当該事業者のシステムから個人データを抽出し、提供することができるようにする措置を義務付けている。また、第113条第1項第1段は、通信事業者に対し、危険防止や刑事訴追のために、所管機関の要求に応じた個人データの提供を義務付け、第113条第1項第2段は、通信事業者に対し、検察等の要求に応じた顧客のパスワードの提供を義務付けていた。

連邦憲法裁判所は、2012年1月24日の判決（1 BvR 1299/05）において、通信法第111条～第113条の規定は、危険防止、刑事訴追及び諜報といった国家の任務に鑑みて、その大筋は合憲とした一方で、一部の規定は情報の自己決定権を侵害しているとし、違憲とした。具体的には、次のとおりである。

連邦憲法裁判所は、通信法第113条第1項第1段について次の2点を指摘した。①通信法で定めることができるのは、情報を提供する通信事業者の権利及び義務であり、情報を要求する官庁の権限は、各官庁に関する法律で別に定めなければならない。これは、検察等が連邦と各州にそれぞれ別に置かれているためである。②通信事業者は、同法第113条第1項第1段の解釈により、特定の時点に割り当てたIPアドレス（動的IPアドレス）の使用者に関する個人データを提供することも多いが、当該規定は、通信事業者にその権限を与えていない。通信事業者が動的IPアドレスを割り当てた者の個人データを提供することについては、その要件を明確に定めなければならない。さらに、連邦憲法裁判所は、同法第113条第1項第2段の規定は情報の自己決定権を侵害するため違憲とし、パスワードの提供についても、その要件を明確に定めなければならないとした。

その上で、連邦憲法裁判所は、通信法第113条の規定について、2013年6月末までの適用を認めた。

2 改正後の通信法第 113 条の概要

連邦憲法裁判所の判決を受けて、通信法第 113 条が改正され、2013 年 7 月 1 日から施行されている（注 1）。改正により、通信事業者が顧客の個人データ及びパスワード並びに動的 IP アドレスが割り当てられた者の個人データを検察等に提供する際の要件が明確化された。改正後の第 113 条の概要は次のとおりである。

検察等が当該官庁の権限を定める法律上の根拠を示した上で文書により提供を要求した場合に限り、通信事業者は、第 111 条の規定により収集した個人データをこれらの機関に対して提供することができる。これは、パスワードの提供にも適用される。

また、通信事業者は、検察等に提供する個人データを動的 IP アドレスに基づいて特定することができる旨が明文化された。この場合には、通信事業者は、通信データを自動的に分析することができる。連邦政府は、IP アドレスの技術開発（注 2）及びこれが基本権の保護に与える影響について、2015 年末までに連邦議会に報告する。

3 他法の改正

通信法の改正と併せて、刑事訴訟法、連邦刑事庁法、連邦警察法、連邦憲法擁護庁法等も改正された。これらの改正により、当該官庁は、事件の解明や被疑者の現在地の特定等、その任務の遂行に必要な場合には、通信事業者に個人データの提供を要求することができることとされ、パスワードの照会には裁判所の命令が必要とされた。また、官庁がパスワード及び動的 IP アドレスが割り当てられた者の個人データの提供を要求した場合には、当事者に対してこれを通知しなければならないとされた。

4 連邦データ保護オンブズマンの見解

連邦データ保護オンブズマンであるペーター・シャール（Peter Schaar）氏は、今回の改正について、動的 IP アドレスが割り当てられた者の個人データの提供の要求にも、裁判所の命令を必要とすべきであるとの意見であり、また、軽微な秩序違反又は公共の安全若しくは秩序に対する抽象的な危険があるに過ぎない場合にも、個人データの提供が従来に引き続き可能であることが問題であると指摘している（注 3）。

注（インターネット情報は 2013 年 9 月 24 日現在である。）

(1) Gesetz zur Änderung des Telekommunikationsgesetzes und zur Neuregelung der Bestandsdatenauskunft vom 20. Juni 2013 (BGBl. I S.1602).

(2) 具体的には、IPv4 から IPv6 への転換をいう。現在は通常 IPv4 が使われているが、これでは IP アドレスの数が不足するため、特に個人に対しては、接続するたびに異なる IP アドレスを割り当てる動的 IP アドレスという方式が採用されている。IPv6 では、割り当てることのできる IP アドレスの数が劇的に増える。これにより静的アドレスが割り当てられた場合には、IP アドレスからその使用の特定がより容易になる。<<http://www.spiegel.de/netzwelt/web/neues-internet-protokoll-provider-versprechen-datenschutz-bei-ipv6-a-760274.html>>

(3) <http://www.cr-online.de/2013-11-03_StellungnahmePeterSchaar.pdf>